

2025 年 9 月 11 日

京都地方最低賃金審議会 御中

ユニオンネットワーク・京都
事務局 服部 恭子
連絡先 〒 601 ― 8015
京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1
アンビシヤス梅垣ビル 1 F
TEL 075-691-6191
FAX 075-691-6145

異議申出書

1 最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月27日、京都府最低賃金審議会は京都の最低賃金を64円引き上げて1122円に改定すると答申しました。しかし、その発効日を11月21日としています。10月から賃金が上がることを期待してきた最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。物価高騰に苦しむ低賃金労働者にとって一日も早い最低賃金の引き上げが切望されている中、通常なら10月1日発効のところを52日間も遅らせることは、実質的に引き上げ額が14.2%減らされるということであり、「64円の引き上げ」は実際には55円の引上げにしか過ぎないという詐欺的な手法です。厳しく抗議し、再考を求めます。

2 最低賃金引き上げのための対策は政治の責任です。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、地方審議会も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、64円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「短期間での改訂処理が企業に過大な負担」を理由に発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもない筋違いです。

3 そもそも最低賃金が低すぎます。

最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削り、かろうじて生存を維持する状況に陥っています。そもそも非正規雇用労働者を増やし続け、低賃金不安定雇用の労働者の存在に依存したビジネスモデルが大きな問題です。早期に最低賃金1,500円を実現すべきです。さらに、ILOが示すように「労働者とその家族の必要」を満たす水準へと引き上げを行うべきです。

以上の通り、異議を表明し再考を求めます。委員の皆様には真剣に現実に向き合っていただくよう熱望します。形式的に手続きをおさえるだけなら、16日間が無駄になります。

以上